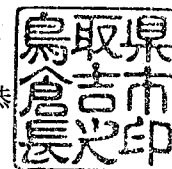


倉吉市公告第10号

倉吉市中小企業DX推進業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、別添のとおりその要領を公告する。

令和8年5月22日

倉吉市長 広田 一恭





# 倉吉市中小企業 DX 推進業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本業務は、倉吉市が倉吉市中小企業 DX 推進業務を民間事業者に委託するにあたり、実効性が高いと思われる企画提案を行ったものを、公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるもの。

## 2 業務の概要

- (1) 業務の名称 倉吉市中小企業 DX 推進業務
- (2) 業務内容 別紙「倉吉市中小企業 DX 推進業務に関する仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (6) 委託上限額 合計 7,920,000 円(消費税及び地方消費税を含む。  
※委託料については、下記の内訳以内の金額で積算すること  
①エンジニアシェアリングサービスに関するもの  
6,600,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)  
②プログラミング講座に関するもの  
1,320,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)  
※見積額が上限額を超過した場合は失格とする
- (7) 担当課

倉吉市経済観光部しごと定住促進課雇用政策・企業支援係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1

電話 0858-22-8129/FAX 0858-22-8136/メール shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

## 3 スケジュール

募集要領の公表	令和8年5月22日(金)
質問の受付締切	令和8年5月28日(木) 正午まで
質問に対する最終回答	令和8年6月1日(月)
企画提案書、見積書提出期限	令和8年6月5日(金) 正午まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月17日(水) 午前
最終審査結果通知	令和8年6月24日(水)
契約締結	令和8年7月上旬

## 4 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開

始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (4) 国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている者でないこと。
- (7)(6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

## 5 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年5月28日(木)正午
- イ 提出書類 質問書(様式1)
- ウ 提出方法 電子メールにて送付すること  
タイトルは「倉吉市中小企業DX推進業務に係る質問書について」とすること

### (2) 質問への回答

- ア 回答期限 令和8年6月1日(月)
- イ 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに、倉吉市の公式ホームページで公表する。

## 6 企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和8年6月5日(金)正午

### (2) 提出書類

- ア 参加表明書(様式2)
- イ 企画提案書正本1部、副本7部(様式は任意)
  - (ア)用紙はA4判(図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可)とし別紙「仕様書」、「評価基準書」に従って作成すること。
  - (イ)業務内容やスケジュールについては明確に記載すること。
  - (ウ)仕様書の内容以外で独自の提案があれば、これを加えること。なお、優位のもの、審査基準に従って評価に加える。
- ウ 見積書正本1部、副本7部(様式は任意)
  - (ア)次年度以降に発生するランニングコスト等がある場合は、その金額も分かるように記載すること。
  - (イ)本委託料の他、事業者等から費用等を徴収する場合は、その金額も分かるように記載すること。
- エ 「国税納税証明書」及び本社の所在する自治体の「市町村税(都税)証明書」(写し可)令和8年3月1日以降に取得したものを添付すること。
- オ 法人登記簿本  
提出日前3か月以内のものを添付すること(写し不可)。

カ 会社概要書(様式3)

キ 類似業務実績書(様式4)

(ア)過去5年間(令和3年度~令和7年度)に、履行した主な類似・関連業務実績がある場合は2件まで記載すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと(電子メールその他の電磁的記録の送信等による提出は、認めない)。

## 7 審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

なお、提案者が多数の場合は提出書類により1次審査を行う場合があるものとする。1次審査の結果は、個別に通知する。

### (1) プレゼンテーション審査

企画提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション審査及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査においては、プレゼンテーションソフトの使用を認める。

なお、6により提出された企画提案書と異なる趣旨説明や新たな提案、追加は認めない。

#### ア 実施日

令和8年6月17日(水)午前

会場等の詳細については、提案者に電子メールにて通知する。

#### イ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは倉吉市が準備するが、インターネット環境はないもの。

#### ウ 参加者

プレゼンテーションへの参加は1社当たり2名までとする。

#### エ 時間配分

プレゼンテーション 20分間、質疑応答 10分間とする。

#### オ 第一優先交渉事業者等の選定について

倉吉市中小企業DX推進業務受託選定委員会において、別紙に示す「評価基準」に基づき評価し、評価点が最も高い者を第一優先交渉事業者とする。最終選考結果は、電子メールにより全ての提案者に通知する。

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合は、次の順で選定する。

(ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用。

(イ)(ア)で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用。

## 8 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

(1) 提出された書類は、返却しない。

- ( 2 ) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- ( 3 ) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届(様式5)」を提出すること。
- ( 4 ) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- ( 5 ) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示する。
- ( 6 ) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- ( 7 ) 次のいずれかに該当する応募を行った者の当該応募は、無効とする。
  - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者が行った応募
  - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - エ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- ( 8 ) 7の審査の結果、第一優先交渉事業者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉事業者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。
- ( 9 ) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- ( 10 ) 倉吉市財務規則(平成12年倉吉市規則第30号)第84条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- ( 11 ) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 倉吉市中小企業 DX 推進業務に関する仕様書

### 1 業務名

倉吉市中小企業 DX 推進業務

### 2 業務の背景(本市の課題)

慢性的な人材不足が続く中で、市内企業における DX 化による生産性向上は喫緊の課題である。市内の中小企業ではデジタル活用の必要性は認識されている一方、これを推進する人材の不足や具体的な進め方が不明という理由から DX 化が十分ではなく、生産性向上や働き方改善、採用競争力の向上に繋がりにくい状況となっている。

### 3 業務の目的

本業務では、実証的に、市内の中小企業における DX の遅れを、推進人材不足及び推進手順の不明確さの両面から解消し、生産性向上と働き方改革を通じて採用競争力と従業員の定着力を高めることを目指す。

### 4 契約期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

### 5 業務内容

業務内容は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式によるプレゼンテーションで、受託者が独自に企画提案した内容を事業費の範囲内で本業務の委託に反映するものとする。

#### (1)エンジニアシェアリングサービスに関するもの

- システムエンジニア( SE) は都市部でも不足しており、地方においてはより深刻である。優秀な SE を確保する場合、高額な費用が発生するため、地方における中小企業ではハードルが非常に高い。
- そこで、一人の優秀な SE を複数の企業で共有し、企業毎の課題をヒアリングした上で最適なシステムの開発・提供・保守・管理をすることで、対象企業の DX 化を推進する「エンジニアシェアリングサービス」を実施する。
- エンジニアシェアリングサービスで支援する市内企業(支援企業)は4社程度とし、別途市が募集を行い本業務受託者と相談の上決定するため、市内企業の選定方法や選定基準を記載すること。また、募集に関するチラシデータを作成すること。
- 市内企業の支援スケジュールやエンジニアシェアリングサービスを導入する上での注意事項、本委託料の他に支援企業が負担する費用等がある場合は予め明示すること。

- 支援企業に対してはその課題を抽出し、課題の解決に対しシステム化が必要か検討した後に、必要であれば本業務受託者が以下に例示するサービスを提供すること。

①システム開発・提供・保守・管理

- 支援企業の課題解決のためのシステムを開発し提供
- 定期的なメンテナンス等の保守・管理の他、システムの改修や最適化
- 問題等が発生した際にはその原因を特定し、解決・修復して正常な状態に戻す（トラブルシューティング）
- セキュリティのアップデート対応 等

②システムオペレーション

- 日常的なシステム運用業務
- データのバックアップ管理
- パフォーマンス監視
- インシデント対応 等

③従業員トレーニング

- 開発したシステムの操作研修
- ITリテラシーの向上研修
- セキュリティ意識の向上トレーニング
- 部門別のカスタマイズ研修 等

④DX推進相談対応

- デジタル化戦略の立案
- 業務プロセスの改善提案
- 新技術導入のコンサルティング
- IT当市計画の策定支援 等

- DX推進の効果測定（生産性向上額等の算出）について、本業務を行う事で得られる効果を条件や計算式を提示して数値的に算出すること。

例1：削減された工数又は短縮された生産時間に賃金単価（時給）を乗じた額を「人的コスト削減額」として算出

例2：「（売上高－費用総額）＋給与総額＋租税公課」に基づき、支援企業の決算データ等を用いて付加価値増加額を算出

(2)プログラミング講座に関するもの

- 本市では、令和6年度からサテライトオフィス誘致の取り組みを進めており、県外からIT関連の企業誘致を進めている他、市民向けにテレワークのスキルアップ講座（主にオフィス系ソフト）を開催し、初級者向けのテレワーク推進の取り組みを行っている。
- 一方で、県外の進出検討企業からは専門性のあるSEのニーズが高い傾向がある他、市内企業のDX化を推進するようなIT人材の育成が求められていることから、上記

とは別により 専門的なプログラミングやシステム開発等ができる人材を育成するもの。

- プログラミング講座の対象者は3名程度とし、別途市が募集を行い本業務受託者と相談の上決定するため、受講者の選定方法や選定基準を記載すること。また、募集に関するチラシデータを作成すること。
- 講座開催のスケジュールや受講する上での注意事項、本委託料の他に受講者が負担する費用等がある場合は予め明示すること。
- 講座の内容は以下に例示するものを基本とする。

#### ①指導内容

- 受講者のレベルや習得したい技術を確認し、オリジナルのカリキュラムを作成
- 指導方法はマンツーマンまたは少人数制のメンタリングセッション
- コードレビューによる実践的なフィードバック
- 実際の開発現場で使われるベストプラクティスの共有
- キャリア相談や業界動向に関するアドバイス 等

#### ②学べる実務スキル

- チーム開発に必要な Git/GitHub の使い方
- 保守性の高いコードの書き方
- エラーハンドリングやデバッグ手法
- 実務で使えるフレームワーク・ライブラリの選定基準
- 基礎を理解した上での AI の活用 等

#### ③卒業制作

- 受講期間の後半では受講者自ら作成するシステムを考え、これを作成する
- 作成したシステムは市や他の受講者等に対して公開し発表する場を設ける

#### (3) 打ち合わせ協議

- 業務着手時、最低月1回程度の定例ミーティングを実施することで事業の進捗を適宜報告すること。

## 6 成果品

### ①業務内容をまとめた実績報告書

※上記5 (1)、(2)それぞれ作成すること。

※上記5 (2)については、受講者の受講状況や進捗状況がわかるもの、卒業制作の内容も含むこと。

### ②上記の電子データ一式

※電子媒体については、PDF 及び加工可能なデータ ( Word, Excel 等 ) で作成したものとする。

※成果品に対して著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は成果品の

引き渡しと同時に委託者に移転し、及び著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(様式1)

倉吉市中小企業 DX 推進業務  
質問書

令和8年5月 日

会社名		
担当者 連絡先	所属部署	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X	
	Eメール	

質問項目(注)	
質問の内容	

注: 質問の対象となる書類(応募要領・標準要求書など)、ページ、項目などについて記入してください。

( 様式2 )

倉吉市中小企業 DX 推進業務  
プロポーザル参加表明書

令和8年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

所在地 .....

商号又は名称 .....

代表者名 .....

担当者名 .....

電話番号 .....

下記業務に係るプロポーザルに参加を申し込みます。

また、本件に係る実施要領に定める参加資格要件を満たしており、本参加表明書等の記載事項については、添付書類を含め事実と相違ないことを誓約します。

業務名称 倉吉市中小企業 DX 推進業務

( 様式3 )

倉吉市中小企業 DX 推進業務  
会社概要書

① 名 称				
② 代表者職名・氏名				
③ 本社所在地				
④ 設立年月日				
⑤ 資本金				
⑥ 事業経歴・沿革				
⑦ 職員(従業員)数	※令和8年4月1日時点 正職員(従業員):           人 パ ー ト 等:               人			
⑧ 直近の3カ年の 売上高等		令和 年度	令和 年度	令和 年度
	売上総利益			
	営業利益			
	経常利益			
⑨ その他特記事項				

(様式4)

倉吉市中小企業DX推進業務  
類似業務実績書

法人名	
-----	--

1 類似業務の有無 (いずれかに✓を入れること)

過去5年間(令和3年度～令和7年度)に履行した類似・関連業務実績が

ある

ない

2 主な類似・関連業務の実績

過去5年間(令和3年度～令和7年度)に、履行した主な類似・関連業務実績がある場合は2件まで記載すること。

契約期間		
業務名		
契約相手方		
契約金額	千円	
主な業務内容		
業務実績		

契約期間		
業務名		
契約相手方		
契約金額	千円	
主な業務内容		
業務実績		

( 様式5 )

# 辞 退 書

令和8 年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
担当者氏名  
電話番号

倉吉市中小企業DX推進業務に係るプロポーザルの参加を都合により辞退します。

( 理由 )

# 倉吉市中小企業 DX 推進業務 評価基準書

## 1. 目的

本基準は、倉吉市中小企業 DX 推進業務に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および本件に応募した事業者(以下、「応募事業者」という。)の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

## 2. 選定機関

提案書の評価および第一優先交渉事業者の選定は、倉吉市中小企業 DX 推進業務受託選定委員会が行う。

## 3. 評価方法

### (1) 審査条件

応募事業者が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- ・ 費用見積金額が「倉吉市中小企業 DX 推進業務公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- ・ 「実施要領」及び「倉吉市中小企業 DX 推進業務に関する仕様書」に定める内容を満たしていること。

### (2) 一次審査

応募事業者が4者以上の場合は、企画提案書の内容について下記のとおり書類審査し採点する。

- ・ 一次審査は「企画提案書」「提案価格」の2項目により評価を行う。
- ・ 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位3者をプレゼンテーション審査対象とする。
- ・ なお、応募事業者が3者以内の場合は一次審査を行わない。

### (3) プレゼンテーション審査

応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容を評価し、採点する。

### (4) 第一優先交渉事業者の選出

プレゼンテーション審査における点数をもって最終的な評価点とし、応募事業者の順位付けを行い、点数が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定する。次に点数が高い応募事業者を、次点事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上ある場合は、次の順で選定する。

①1位の点数をつけた委員が多い提案を採用。

②上記①で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用。

#### 4. 評価基準表

1. 一次審査による審査項目		
1	企画提案書により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営状況</li> <li>・ 業務実績</li> <li>・ 業務執行能力</li> <li>・ エンジニアシェアリングサービス</li> <li>・ プログラミング講座</li> <li>・ 打ち合わせ協議</li> <li>・ 独自提案(あれば)</li> </ul>	310点
2	提案価格により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妥当性</li> <li>・ 費用対効果</li> </ul>	20点
2. プレゼンテーション審査による審査項目		
1	企画提案書に基づくプレゼンテーションにより以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営状況</li> <li>・ 業務実績</li> <li>・ 業務執行能力</li> <li>・ エンジニアシェアリングサービス</li> <li>・ プログラミング講座</li> <li>・ 打ち合わせ協議</li> <li>・ 独自提案(あれば)</li> </ul>	310点
2	提案価格により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妥当性</li> <li>・ 費用対効果</li> </ul>	20点

上記の評価基準表におけるプレゼンテーション審査での点数により第一優先交渉事業者を決定する。

以上